

第2章 施策事業の推進

1. 重点事業

第2期計画の策定を検討していた当時、国は国勢調査の結果を基に、我が国が他の先進諸国に類をみないほど高齢化が進んだ「超高齢社会」となったことを確認したと発表しました。そしてそれ以降も、60歳代となった団塊世代（我が国の人口構成において人口の多い1947年から1949年までの戦後の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代）が加齢していくことなどにより、引き続き急速に高齢化が進んでいくことを予測しました。

このことに加え、高齢になって手助けが必要になっても、身近な家族に助けを求めることが困難なひとり暮らしや高齢者のみで暮らす世帯が多数を占めている状況も確認されました。（平成17年度国勢調査結果において、本市の高齢者世帯における世帯人員が2人以下の世帯の割合は6割弱に達していた。）

このような状況にあったことから、第2期計画においては、より強力に近隣住民相互の支え合い活動の実践を促す施策を実施していく必要がありました。第1期計画においても「向こう三軒両隣」の住民同士の声掛け運動等の展開を図ってきたところですが、第2期計画においては、より直接的に地域福祉活動関係者に対し近隣住民相互の支え合い活動の実践を働きかけ、本市のモデル的・先駆的な実践例となり得る活動の創出を図る施策を「重点事業」として検討・実施していくこととしました。

本計画（平成26年度計画）においては、第2期計画の実施段階に入った平成21年度に制度設計を行い実施することとした事業を含め、以下の4つの事業を重点事業として実施することとします。

- ・福祉コミュニティ構築推進支援事業
- ・生活・介護支援サポーター養成事業
- ・地域における災害時要援護者支援の体制づくり
- ・まちづくり協議会の創設等支援

「福祉コミュニティ構築推進支援事業」は小地域福祉活動の立ち上げを財政的な側面から支援する施策であり、「生活・介護支援サポーター養成事業」は人材育成面から、「地域における災害時要援護者支援の体制づくり」及び「まちづくり協議会の創設等支援」は組織基盤づくりの側面から、それぞれの小地域福祉活動を促進する施策です。「地域における災害時要援護者支援の体制づくり」及び「まちづくり協議会の創設等支援」は、他計画においても重点施策として実施されている事業ですが、小地域福祉活動を促進していく上でも関係の深い事業として本計画においても重点事業として位置付けることとします。

(1) 福祉コミュニティ構築推進支援事業

近隣住民相互の見守り・助け合い活動を財政的な側面から促進していく施策として、小地域福祉活動の構築・推進に取り組む地区単位の団体（自治会連合会地区の単位を活動エリアとする団体）の活動に対し、活動の立ち上げ経費を補助する「福祉コミュニティ構築推進支援事業」を実施します。この事業における補助対象団体の選定及び支援は市と市社協が協働して行うこととし、本市におけるモデル的・先駆的な小地域福祉活動の実践的な活動の創出を図ります。

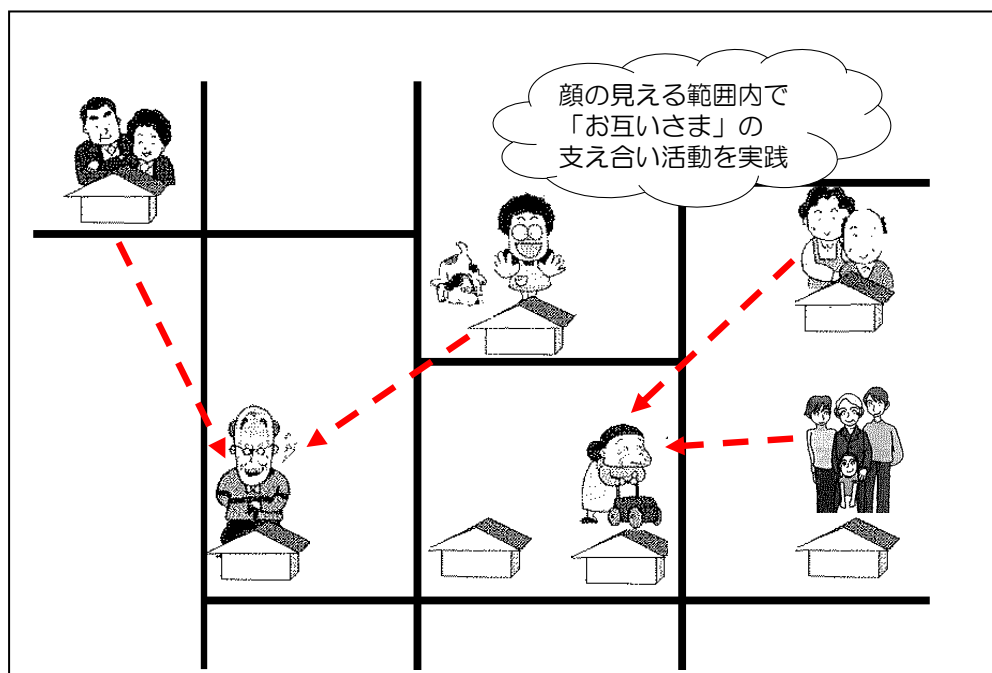
○ 補助対象活動

- ・先駆的・モデル的小地域福祉活動を地区単位で構築推進する活動
- ・見守りネットワーク活動
- ・助け合い（生活支援）活動
- ・災害時要援護者支援の体制づくり など

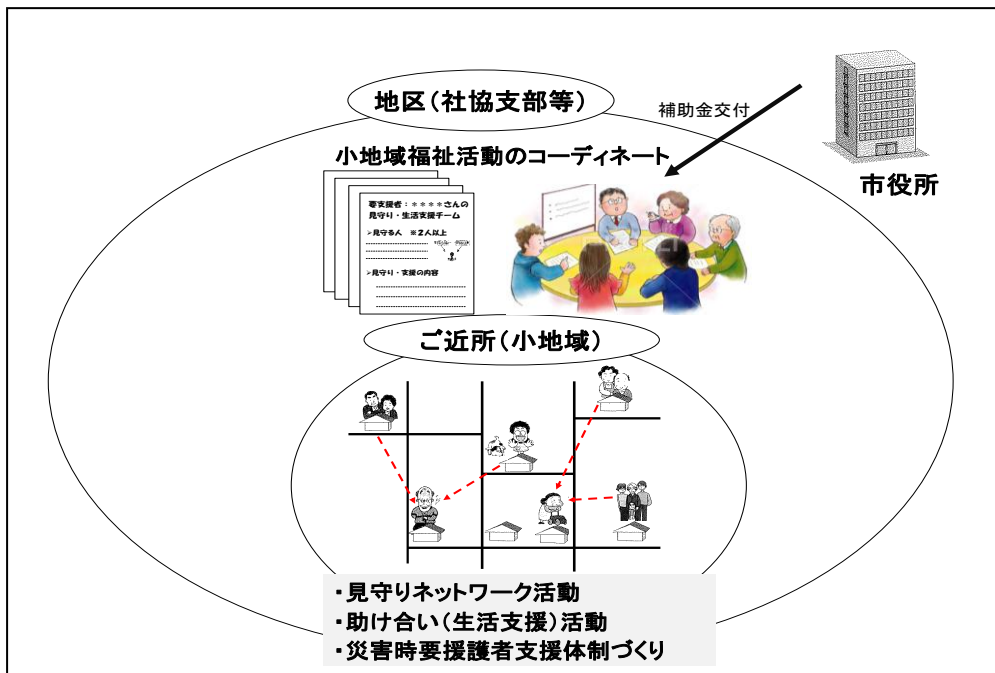
○ 補助対象経費

- ・活動を立ち上げるために必要な、備品購入費、需用費等
- ・上限 100 万円

<「小地域における見守り・助け合い」のイメージ>



＜地区(小学校区)単位の小地域福祉活動の構築イメージ＞



(2) 生活・介護支援サポーター養成事業

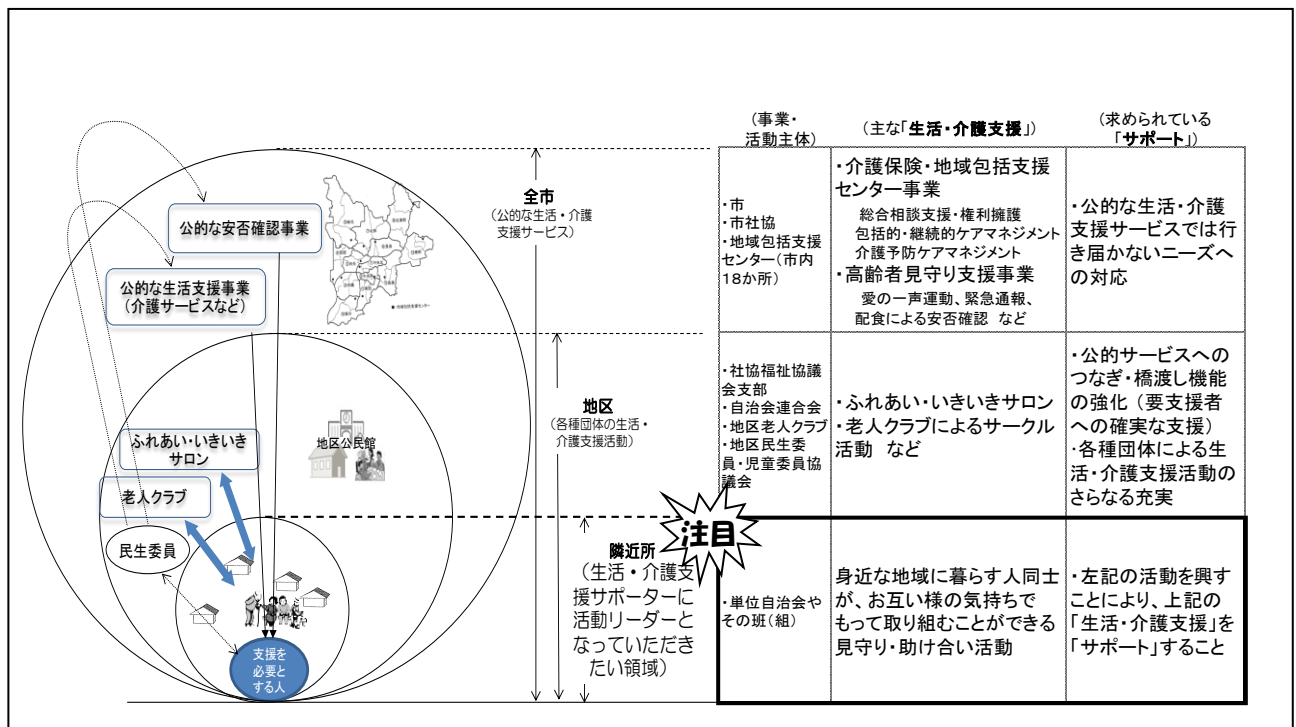
地域住民相互の支え合い活動を、人材育成面から促進していく施策として、「生活・介護支援サポーター養成事業」を実施します。

すでに地域福祉活動に携わっている人が小地域福祉活動のリーダーとしてステップアップしていくために必要な知識やノウハウを習得してもらう数日間の研修を、市社協に委託して実施します。

○ 「生活・介護支援サポーター」の役割

- ・身近な地域に暮らす者同士の見守り・助け合いの関係づくりを推進することにより、公・地区の「生活・介護支援」の充実を「サポート」していく役割
- ・介護サービスや安否確認サービスなどの、公的な「生活・介護支援」を必要とする人に確実につなぐ橋渡し
- ・社会福祉協議会支部（以下：社協支部）、自治会、老人クラブ等による地域の自発的な「生活・介護支援」活動のさらなる充実

<生活・介護支援サポーターの役割イメージ>



- 生活・介護支援サポーターが実践する「身近な地域に暮らす者同士の見守り・助け合いの関係づくり」へのサポート活動のイメージ

例：「ご近所見守り・助け合いチーム」づくり活動

- ・ 隣近所の住民同士で、相互に、または「誰が、誰を」見守るのか役割分担を決めて、普段の暮らしの中で、ご本人の自立した生活を尊重しながら、「さりげない見守り活動」やごみ出しのお手伝いなど、「お互いさま」の気持ちをもって行える範囲の手助けを行う。
- ・ 見守り対象者の異変を察知したときなどは、地元の民生委員や福祉委員など、あらかじめ決めておいた連絡網を使い、適切な支援へつなぐ。

専支援者：**さんの見守り・ごみ出し支援チーム**

>見守る人 ※2人以上

.....

>見守りの内容・ごみ出し支援の必要性

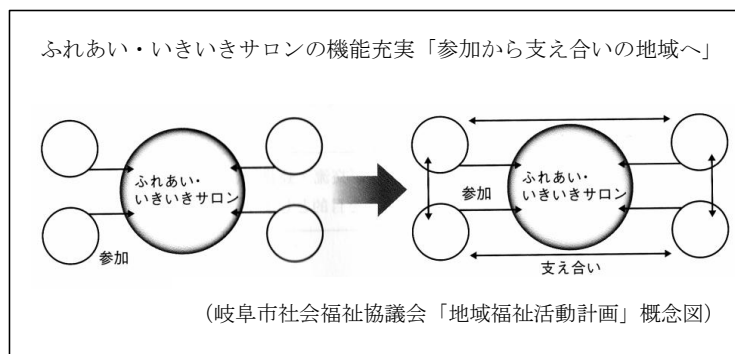
.....

<「さりげない見守り」実践項目（例示）>

- ・ 新聞のたまり
- ・ 電灯、空調のつけっぱなし
- ・ 押し売りに誘われてないか
- ・ 不審な電話、郵便に困ってないか
- ・ 病気や怪我、事故が起きていないか
- ・ 親戚・知人の連絡先を聞いておく
- ・ 災害発生に備えたアドバイスをする
- ・ ごみ出しは行われているか
- ・ テレビの音量に心配はないか
- ・ 「回覧」は顔を見て渡す

例：サロン等への「お誘い」活動

- ・ 閉じこもりがちな人や、心身の状態によって単独で地域の行事に足を運ぶことが難しい人に付き添うことにより、社協支部が主催するふれあい・いきいきサロン等への参加を支援する。
- ・ 「お誘い」活動について、あらかじめ行事を主催する団体と協議し、了承を得ておくとともに、支援対象者の状態に関する情報を共有しておく。



(3) 地域における災害時要援護者支援の体制づくり

地震などの災害による被害を最小限にするためには、日ごろからの防災対策が不可欠であり、東日本大震災や阪神・淡路大震災などの災害からも、特に災害時要援護者の避難支援対策は大きな課題となっています。

災害時要援護者とは、ひとり暮らし高齢者や身体障がい者など、災害発生時に自力での避難が困難な方で、第三者の支援が必要であると思われる方々です。

本市では、地域における災害時要援護者対策を支援するため、災害時要援護者ご本人、またはその家族等の申請（同意）に基づき、本市が災害時に支援が必要な方を把握して名簿を作成し、自主防災組織、民生委員・児童委員及び消防団に提供しています。

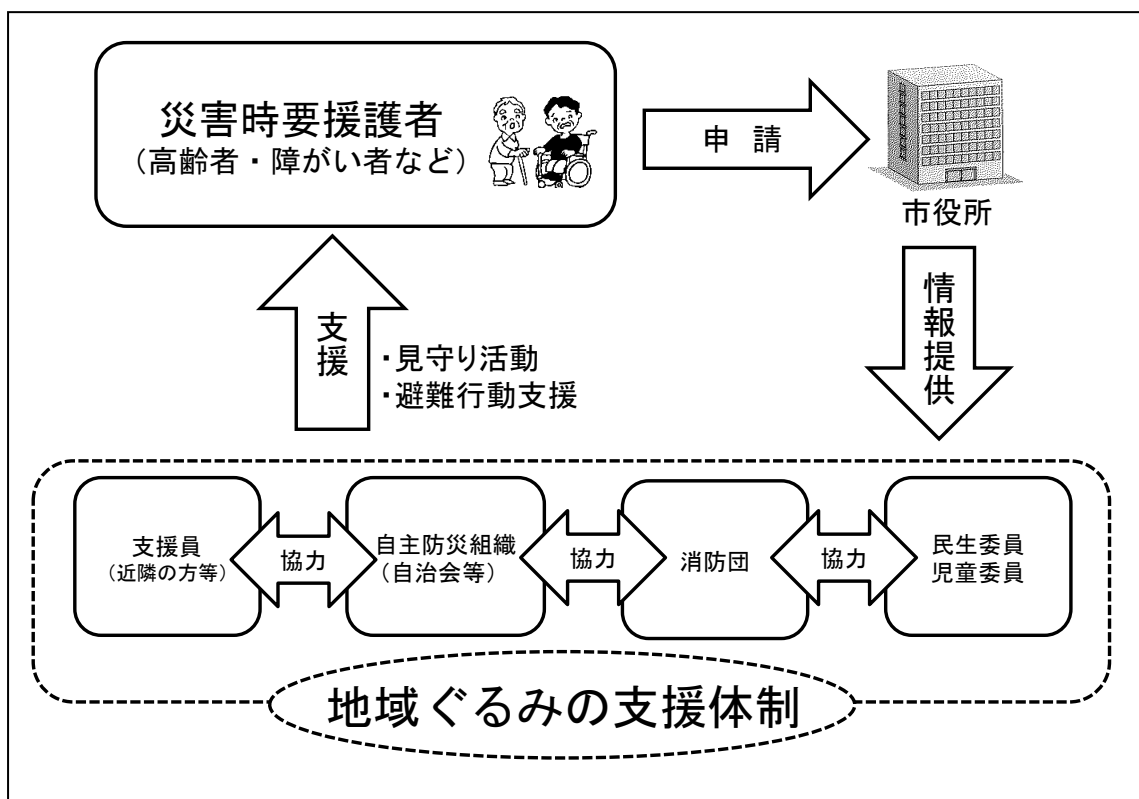
「日ごろから行っていないことは、緊急時にもできない」ことは、これまでの災害から得た教訓の1つであり、日ごろからの見守り活動等と災害時の避難支援等を一体的に推進するため、地域福祉計画においても重点事業とし、地域の自主的な災害時要援護者支援の体制づくりを支援します。

【具体的な施策】

- 市は、災害時要援護者名簿への登録を促進するため、相談窓口等における普及啓発や、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ケアマネジャー等の協力により登録の呼び掛けを積極的に行うとともに、要援護者台帳の定期的な更新及び関係機関（自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団）への情報提供に努める。
- 配布した災害時要援護者名簿に基づき民生委員・児童委員等は、要援護者宅を訪問するなどし、災害時の支援に備えた、平常時からの見守り活動や助け合いの関係づくりを支援する。
- 自主防災組織等は災害時に要援護者の安否確認、避難誘導、救出救護活動等を実施できるよう、地域の個別支援体制（要援護者ごとに担当支援者を確保する）づくりを行う。
- 自主防災組織等は要援護者と担当支援者がともに参加する防災訓練や災害図上訓練（DIG）など要援護者参加型防災訓練等を行う。
- 市は、地域の自発的な活動を支援するとともに、要援護者を含めた住民の防災意識を高めるため、防災パンフレットの配布や防災・福祉関係に関する出前講座等により市民の意識啓発を図る。



＜市と地域が協働して推進する災害時要援護者支援体制づくりのイメージ＞



※情報の受信・判断、避難などの困難を有すると思われる方

① 高齢者	65歳以上のひとり暮らし、寝たきり、認知症、高齢者世帯
② 身体障がい者	身体障害手帳 1, 2 級
③ 知的障がい者	療育手帳 A・A1・A2
④ 要介護認定者	要介護度 3・4・5

(4) まちづくり協議会の創設等支援

岐阜市住民自治基本条例において、本市はまちづくり協議会の設立支援等によるコミュニティ相互の協働、交流、連携促進に努めていくことを定め、これに基づいて、地域力創生事業を実施し、まちづくり協議会の創設及び活動の充実を図っているところです。

地域住民同士が「お互いさま」の気持ちをもって取り組む見守り活動や災害時要援護者支援の体制づくり活動などの小地域福祉活動は、行政との協働も前提としながら、より多くの団体の参画が得られる地域の組織基盤を必要とするものであることから、この計画においてもまちづくり協議会の設立の促進を重点事業と位置付け推進していくこととします。

高齢になれば手助けが必要となることや災害時の身の安全の確保に関することは、「誰もが当事者となりうる地域課題」として理解がされやすいことから、これらの解決を図る小地域福祉活動の実践及び実施体制づくりについて、本市と地域団体が協議する場それ自体が、まちづくり協議会の創設等の契機ともなり得ます。こうしたことも踏まえながら、福祉コミュニティ構築推進支援事業（P8）においても、まちづくり協議会の設立等を促進していくこととします。

○ 地域力創生事業の概要

まちづくり協議会の設立、運営等に関する相談支援、必要経費の補助等を行う。

・ 設立へ向けた支援

地域コーディネーター派遣

必要経費の補助（事業費の3分の2、上限10万円）

・ 設立後の協働及び運営支援

市と協議会との「協働コンパクト（協約）」の締結

運営費の補助（事業費の3分の2、上限30万円）

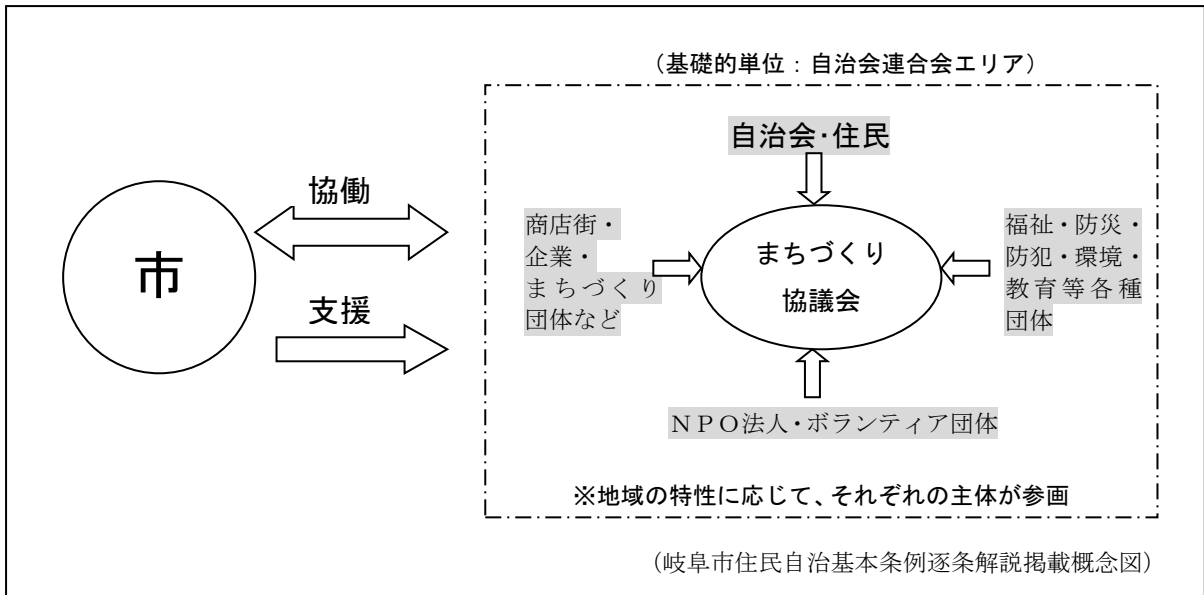
※岐阜市住民自治基本条例抜粋

（まちづくりに関する協議会等）

第15条 市長等は、地域を構成する市民と緊密な関係にあり、地域の特性を生かしたまちづくりを担うコミュニティの活動を尊重するものとする。

2 市長等は、コミュニティが地域のまちづくりを主体的に進めるために、まちづくりに関する協議会を設ける場合は、必要に応じてこれを支援するものとする。

3 市長等は、より活力と魅力及び自治の精神にあふれるコミュニティの形成に向けて、コミュニティ相互の協働、交流及び連携の促進に努めるものとする。



○福祉コミュニティ構築推進支援事業における「まちづくり協議会」設立等の促進
 福祉コミュニティ構築推進支援事業は、小地域福祉活動を構築・推進しようとする地区単位（自治会連合会の区域）の団体を選定し補助金を交付する事業です。選定は、外部有識者を含む選定委員会で行いますが、その選定基準を、「まちづくり協議会又はその設立段階の組織との連携・協働が認められる団体」が有利になるよう定めます。当該基準は、市ホームページ等で年間を通じて公開し、地域団体からの事前相談等の場も通じて、まちづくり協議会の設立等を促していくことします。

<福祉コミュニティ構築推進支援事業補助対象者選定基準>

<評価項目一覧表>	
評価項目	配点
① 福祉コミュニティの構築内容と推進の可能性について ・小地域(近隣)の住民同士の助け合い・見守り合いの地域福祉活動の仕組みづくりを地区単位(自治会連合会の区域)で構築・推進するものであるか。 ・生活・介護支援サポート活動、災害時要援護者支援対策、見守りネットワーク活動の何れか、またはこれに類似の地域福祉活動であるか。	40点
② 地域社会への更なる貢献の可能性について ・補助金を交付することによって、新たな活動の立ち上げや活動の拡充が期待できるか。	20点
③ 岐阜市総合計画に定める「地域別まちづくり」を担う地域関係者の連携・協働の可能性について ・地域内の関係者の連携・協働により、幅広い住民層の参画が期待できるか。 ・ <u>岐阜市住民自治基本条例に定めるまちづくり協議会又はその設立段階の組織との連携・協働が認められるか。</u>	20点
④ 活動の持続可能性について ・次年度以降も事業の拡充(継続)が期待できるか ・次年度以降の活動に必要な財源は確保できるか	20点
合 計 100点	

2. 施策事業

(1) 市民活動やボランティア活動の活性化

① 活動の拠点・コーディネート機能の充実強化

事業名	担当課	事業の概要
1) ボランティア活動の拠点となる機能の充実		
生涯学習センター	市民協働推進課	市民の生涯学習の推進を図るため、生涯学習センターを開設する。
NPO・ボランティア協働センター	市民協働推進課	特定非営利活動法人や、営利を目的とせず社会的な課題を主体的に解決しようとする目的を持ち社会貢献活動をする団体及びボランティアの育成及び支援を行う等、市民との協働によるまちづくりを進めるため、岐阜市 NPO・ボランティア協働センターを開設する。
ボランティアセンター	市社協	地域でボランティアが主体的にいきいきと活動が進められるよう、広報啓発活動、活動基盤整備、人材育成等のボランティアセンター機能の充実を図る。
2) 地域毎でのボランティア活動拠点の配置		
コミュニティセンター	市民協働推進課	地域住民の連帯意識を高め、快適で住みよい地域社会の形成に寄与するため、市内 8 か所にコミュニティセンターを開設する。
地区公民館	社会教育課	社会教育法第 24 条に基づき、市民の実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、各地区(50 か所)に公民館を開設する。
3) ボランティアの受け手と担い手の調整機能の充実		
ボランティア支援・促進事業	市民協働推進課	NPO・ボランティア協働センターや生涯学習センターのコーディネーターによるボランティア相談・支援、ボランティアリーダーの育成、ボランティアの活動拠点・交流の場の提供を実施する。

② 情報交流機能の充実

事業名	担当課	事業の概要
1)市民活動・ボランティア間の情報交流の充実		
ボランティア窓口連絡会	市社協	市民のボランティア活動・NPO活動などへの参加促進、活動の充実を図ることを目的に、市の生涯学習センターのボランティア相談コーナー担当職員、NPO・ボランティア協働センターの担当職員と市社協のボランティアセンターの担当職員の3者が情報・意見交換を行う連絡会を開き連携を図る。
2)各地域での活動の情報交流の充実		
支部広報紙の発行事業	市社協	社協支部が行っている地域福祉事業を地域住民に知ってもらい、福祉活動に対する理解と協力を得ることを目的に社協支部広報紙を発行する。
地域福祉推進研修会の開催	市社協	住民がお互いに支え合うとともに、関係機関・団体と協働し合うネットワークづくりを推進することを目的に、地域福祉活動に必要とされる事業や事例などを学ぶ研修会を、市内の5つに分けたブロック単位で開催する。

③ 地域の福祉活動との連携

事業名	担当課	事業の概要
1)社会貢献型活動への展開の推進		
岐阜市とNPOとの協働推進事業	市民協働推進課	多様な市民ニーズに対応し、公共サービスをよりきめ細やかに、効率的・効果的に実施するため、「岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドライン」に基づき、NPO・本市双方からの協働事業(市からNPOへの委託事業等)の提案・呼びかけを行いNPOと行政が同じテーブルで話し合う「協議の場」を設定する。また、協働事業を推進・拡大していくため「NPO登録制度」を運用する。
アダプト・プログラムの活用促進	市民協働推進課	環境美化に対する市民意識の高揚及び市民・行政の協働による快適な公共空間の創出を図るため、道路、公園等の公共空間、文化財等まちのシンボルの美化活動、その他環境保全のための市民によるボランティア活動に対し、活動者への傷害保険への加入やアダプト・サインボードの設置等の支援を行う。

出前講座	市民協働 推進課	生涯学習の推進及びその成果を生かして市民と行政との協働のまちづくりを推進することを目的として、本市及び企業担当者を講師として、市民が主催する学習会等に派遣し、行政の取り組み等に関する講座を行う。
福祉出前講座	市社協	福祉教育の推進を図ることを目的に、小・中・高等学校へ職員を派遣し、福祉体験サポーターとともに講座を行う。
2)自主的活動から自主活動への展開の推進(福祉意識の向上)		
生活・介護支援サポーター 養成事業 (重点施策)	高齢 福祉課	地域住民相互の支え合い活動を、人材育成面から促進していくことを目的として生活・介護支援サポーターを養成する。地域福祉活動計画の策定・実施主体である市社協に委託し実施する。
市民活動支援事業	市民協働 推進課	市民との協働のまちづくりを推進し市民が誇りを持てる個性豊かな地域社会を実現するため、岐阜市内に活動拠点を有する NPO 法人を含めた市民活動団体に対し、地域社会が抱える課題の解決のために行う事業提案を募集し、公開企画コンペ・審査委員会を行い採択された事業に対し事業費の一部を補助する。
福祉委員制度の設置事業	市社協	地域の福祉問題の早期発見や福祉情報の伝達の推進を目的として、福祉委員の設置を推進する。
ボランティア入門講座	市社協	ボランティア活動を始めてみたい方に対し、ボランティア活動へのきっかけづくりを目的として、ボランティア活動の基礎的な知識や情報を得る場としてボランティア入門講座を開催する。
青少年ボランティアスクール	市社協	青少年の主体的な地域参加を促進し、未来の地域活動の担い手を育成するため、様々な体験や活動を通し、地域福祉やボランティア活動について理解する機会を実施する。
ボランティアステップアップ講座	市社協	ボランティア活動のステップアップを図ることを目的に、活動のポイントや予備知識の学習、活動におけるコミュニケーション力を養う講座を開催する。
支え合いマップづくり推進事業	市社協	地域の問題・課題の共有化、問題解決のための方策の検討、実践のためのネットワーク・しくみづくりを図るため、「支え合いマップづくり」などの福祉マップづくりを推進する。

(2) 助け合いによる住みよい地域の創造

① 地域での様々な交流の推進

事業名	担当課	事業の概要
1) 孤立化しやすい住民、家族と地域との交流の推進		
友愛チーム・ふれあい訪問事業	高齢福祉課	近隣の高齢者同士で「友愛ふれあい訪問チーム」を結成し、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の自宅を訪問し慰問活動、悩み事相談等を行う。地域に根ざした高齢者を会員として多数確保している岐阜市老人クラブ連合会に委託し実施する。
家族介護教室事業	高齢福祉課	高齢者を介護している家族及び近隣の援助者を対象として、介護の方法、介護予防等の知識や技術を修得してもらうための家族介護教室を開催する。介護事業に精通しており、かつ住民が主体となって、住民自らの福祉の向上を図る活動を行っている市社協に委託し実施する。
ふれあい・いきいきサロン事業	市社協	外に出かける機会が少ない高齢者などのとじこもりを解消し、認知症や寝たきりを予防することを目的に、歩いて参加できる地域の公民館などで仲間づくりの「場」として定期的実施する。
2) 高齢者・障がいのある人や子どもと地域との交流の推進		
三世代交流促進事業	高齢福祉課	相互理解、敬老精神の醸成を図るとともに、高齢者が地域社会の中で生きがいを助長することを目的に、小学校、保育所等とともに、三世代交流スポーツ大会、地域の文化の伝承等、世代間交流行事を実施する。地域に根ざした高齢者を会員として多数確保している岐阜市老人クラブ連合会に委託し実施する。
全国障害者スポーツ大会参加補助金	障がい福祉課	全国障害者スポーツ大会に参加する選手に対し岐阜市身体障害者福祉協会、岐阜地区知的障がい者育成会を通じて経費の一部を補助する。
ふれあいのまちづくり推進助成事業補助金	高齢福祉課	支援を必要とする人が孤立せず安心して暮らせる地域社会の実現を図ること、地域福祉活動に取り組む市民にとって活動しやすい環境を整備すること及び、市民相互の支え合い活動等と公的な相談支援との協働の推進を図ることを目的として、地域活動コーディネーターの人件費の一部を補助する。

ひとり暮らし高齢者のつどい事業	市社協	ひとり暮らし高齢者を対象に在宅で孤立しないよう、地域で行う会食や健康指導などを地域の公民館などで実施する。
児童と高齢者のふれあい事業	市社協	小学校、保育所等の協力により、子どもと高齢者が一緒に昔ながらの遊び等を体験したりすることで世代を超えた交流事業を実施する。
ふれあいメール事業	市社協	児童や幼児から、高齢者に絵手紙や年賀状等を送ることで継続的な交流のきっかけづくりを実施する。
3)地域での活動団体間の交流の推進		
地域福祉推進研修会の開催(再掲)	市社協	住民がお互いに支え合うとともに、関係機関・団体と協働し合うネットワークづくりを推進することを目的として、地域福祉活動に必要とされる事業や事例などを学ぶ研修会を、市内の5つに分けたブロック単位で開催する。

② 子育てや介護の社会化の推進

事業名	担当課	事業の概要
1)子育てに不安を感じる親への援助		
地域子育て支援センター事業	保育事業課	各地域における小学校就学前の児童及びその保護者に対する子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、市内5か所の保育所において、関係機関・団体と連携しながら相談、指導及び交流事業を実施する。
ハッピーパパ・ママ保育所体験事業	保育事業課	出産を控えた市民の育児不安の解消を図るため、地域子育て支援センターを実施する保育所において、子育てのノウハウを提供するとともに、出産後は体験入所により、入所児童とともに、遊びや食事などの基本的な生活をしながら、育児に関する心配事、悩みなどについても保育士や看護師が相談にあたる事業を実施する。
元氣子育てサロン事業	保育事業課	小学校就学前の児童及び保護者に対し、身近な地域において相談支援を行うため、各保育所(地域子育て支援センター事業を実施する以外の全ての保育所)において、その専門性を生かした相談事業、園庭開放事業、図書貸出事業を実施する。

こどもの居場所づくり事業	子ども 家庭課	放課後などに子どもが安心して過ごすことができる安全な居場所を提供することを目的として、市内2ヶ所（子ども広場“輝き”・鷺山子ども館）において、教員や保育士資格等を有する職員を配置して実施する。
児童館・児童センター	子ども 家庭課	児童へ健全な遊び場の提供による地域の児童の健全育成、子育てに役立つ技術の習得や親子交流などに取り組む幼児や小学校児童の保護者の相互組織である母親クラブなどの地域活動組織の育成及び支援を行うことを目的に、市内13カ所において児童館・児童センターを開設する。
ちびっ子日曜広場事業	子ども 家庭課	児童の安全な遊び場を確保するため、保育所等や児童福祉施設の園庭を児童の遊び場として開放する。
ぎふファミリー・サポート・センター事業	子ども 家庭課	市民が仕事と育児を両立し、安心して働くことができる環境の整備及び児童福祉の向上を図るため、育児の援助を受けようとする者及び育児の援助を行おうとする者を会員として組織するぎふファミリー・サポート・センターを設置・運営する。
岐阜市子どもの権利条例推進事業	人権啓発 センター	条例に定める子どもの権利の実現を図るために、条例の内容を大人から子どもまで広く啓発し、市と市民がそれぞれの責務と役割を果たすとともに、子どもの権利が総合的に保障されるよう、子どもの権利推進委員会を開催する。
子育て支援サロン事業	市社協	子育て中の親子を対象に、子育てへの不安の解消、情報交換、仲間づくりを支援するため、地域で子育て支援サロンを開催する。
2)高齢者・障がいのある人の孤立化の防止		
愛の一声運動推進員設置事業	高齢 福祉課 障がい 福祉課	孤独しがちなひとり暮らしの在宅の高齢者、身体障がい者等の日常生活を見守り、安否を確認するため、民生委員又は身体障害者相談員の推薦により、近隣に居住する者を推進員として委嘱し、週に数回の声かけを行う。

緊急通報体制支援事業	高齡 福祉課 障がい 福祉課	65歳以上のひとり暮らし高齢者、または寝たきり高齢者を含む高齢者のみの世帯やひとり暮らしの障がい者や障がい者のみの世帯の人で、突発的に生命に危険な症状が発生する持病等を有する者等の自宅に緊急通報装置を設置する。「非常ボタン」を押すことにより消防署につながり協力員や救急車がかつけ、「相談ボタン」を押すと地域を担当する地域包括支援センターにつながり、いつでも相談ができる体制を整備する。
安否確認サービス事業	高齡 福祉課 障がい 福祉課	ひとり暮らしの高齢者や障がい者等の住居に人体感知センサーを設置し、安否確認監視センターによるモニタリングで20時間以上センサーの反応がないときに24時間以内にセンターから電話で安否確認を行い、電話での確認ができないときは、協力員等に確認を依頼することにより日々の見守りを行う。
配食による安否確認事業	高齡 福祉課 障がい 福祉課	在宅で生活することについて援護が必要な高齢者や障がい者の自立した日常生活を支援するため、食生活の改善及び健康増進を図ることを目的として、栄養バランスの取れた食事を自宅に届けるとともに、社会的孤立感、孤独感が解消するよう安否の確認、健康状態の観察等を行う。
高齢者見守りネットワーク事業	高齡 福祉課	事業者との協働により高齢者の地域における見守り体制を整備することを目的として、新聞販売、郵便、電気、ガス等の事業者と協定を締結し、従業員が配達等の職務中に高齢者等の異変を発見したときには市へ連絡するとともに必要な措置を行う。
老人福祉センター	高齡 福祉課	地域の高齢者に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進・教養の向上およびレクリエーションのための場を提供し、心身の健康の増進を図ることを目的に市内6か所において老人福祉センターを開設する。

老人健康農園	高齢福祉課	高齢者が余暇を利用して野菜等を栽培することにより、家族との融和を図り、健康で明るい生きがいのある生活を送ることを目的として老人健康農園を設置する。
高齢者おでかけバスカード事業	高齢福祉課	高齢者の社会参加を支援することを目的として、70歳以上の高齢者に、市内運行のバスカードを初回のみ額面 3,000 円と 2 割引の特典をつけて交付する。
高齢者ふれあい入浴事業	高齢福祉課	高齢者の孤独感を和らげ、健康の保持・増進を図るため、70歳以上の高齢者に市内各地の公衆浴場を、毎月 2 回(1 日と 15 日)低額開放することを岐阜市浴場組合に委託する。
高齢者大学事業	高齢福祉課	高齢者の知識、教養を深め、生きがいづくりを図るため、生涯学習センターにおいて、年 1 回(10 日間コース)で健康、歴史など多種多様にわたるテーマで講座を開催する。
認知症地域支援体制推進事業	介護保険課	認知症の方やその家族が地域で安心して生活できる仕組みづくりを目的として、医療機関や介護サービス事業所、自治会、民生委員等の各種団体と、認知症に関する現状や課題を話し合い、認知症予防の普及啓発活動や医療と介護の連携方法の検討、認知症サポーター養成講座等を実施する。
運動を通じた健康づくり支援事業	健康増進課	生活機能低下予防を中心とする「いきいき筋トレサポーター養成講座」を開催し、サポーターを養成する。また、地域での「いきいき筋トレ体操」を普及するなど運動を通じた健康づくり活動、介護予防活動を展開し、高齢者が元気で活動的に過ごせるための支援を行う。
訪問指導	健康増進課	相談等により、保健指導が必要であると認められる人及びその家族に対して、保健師等が訪問などをして適切な指導を行う。
全国健康福祉祭(ねんりんピック)派遣補助金	高齢福祉課	新しい高齢者像の創造、健康づくりの推進等、高齢者の積極的な社会参加の一層の促進を図るため、健康福祉祭(ねんりんピック)に出場する県から推薦された岐阜市出身の選手等に経費の一部を補助する。

健康・スポーツ活動普及事業	高齢福祉課	高齢者が健康で生きがいある生活を送れるよう、ペタンク、リズム体操等のスポーツ活動を普及・促進することにより、体力及び健康の維持、増進と相互の親睦を図ることを目的として、高齢者体育大会、各種スポーツ教室を開催する。地域に根ざした高齢者の会員を市内全域に多数確保しており、高齢者の健康・スポーツに対するノウハウがある岐阜市老人クラブ連合会に委託する。
老人福祉大会事業	高齢福祉課	高齢者福祉の向上に格別の貢献をした者に敬意を表するとともに、高齢者の生きがいの確立と明るい地域社会づくりの成果と課題を明らかにし、老人クラブ活動の充実、強化と高齢者福祉の一層の向上を期することを目的として、表彰や福祉関係の研修会を開催する。
ふれあい・いきいきサロン事業(再掲)	市社協	外に出かける機会が少ない高齢者などのとじこもりを解消し、認知症や寝たきりを予防することを目的に、歩いて参加できる地域の公民館などで仲間づくりの「場」として定期的実施する。
ひとり暮らし高齢者愛の電話訪問事業	市社協	ひとり暮らし高齢者の方への安否確認等を行うため、民生委員児童委員協議会の協力を得て、電話による訪問を行う。
ふれあい福祉センター相談事業	市社協	ふれあい福祉センターを設置し、地域住民の抱える生活上のあらゆるニーズと相談を受け止め、的確な問題解決を図っていくことを目的として以下の事業を実施する。 ○心配ごと相談事業 民生委員児童委員協議会の協力を得て、心配ごと相談所の設置や、電話等による福祉専門相談等の各種相談事業を行う。 ○認知症相談事業 認知症の人と家族の会岐阜県支部の協力を得て、電話等による認知症相談事業を行う。

③ 地域の教育力の向上

事業名	担当課	事業の概要
1) 家庭の教育力の向上		
子ども・若者総合支援センター	子ども・若者総合支援センター	<p>子ども・若者の福祉の向上、健全育成及び社会的自立を図るため、0歳から成人前までの子ども・若者やその保護者、教職員に対して、総合的・継続的な相談・支援を行うことを目的として、子ども・若者総合支援センターを開設し以下の相談支援を実施する。</p> <p>○乳幼児相談支援 乳幼児の発達に関する相談や、保育所(園)、幼稚園への就学前巡回相談事業のほか、就学前の幼児を対象とした親子教室・幼児支援教室などを通じた支援を行う。</p> <p>○子ども・若者相談支援 いじめ、不登校、非行、発達障がい、就学・就労などに関する相談のほか、主に不登校の児童・生徒を対象とした、子ども・若者自立支援教室などを通じた支援を行う。</p> <p>○家庭児童相談支援 保護者が抱える育児や家庭に関する悩みや不安などに関する相談のほか、児童虐待の防止のための必要な相談・支援を行う。</p>
元気子育てサロン事業(再掲)	保育事業課	<p>小学校就学前の児童及び保護者に対し、身近な地域において相談支援を行うため、各保育所(地域子育て支援センター事業を実施する以外の全て保育所)において、その専門性を生かした相談事業、園庭開放事業、図書貸出事業を実施する。</p>
子育て支援サロン事業(再掲)	市社協	<p>子育て中の親子を対象に、子育てへの不安の解消、情報交換、仲間づくりを支援するため、地域で子育て支援サロンを開催する。</p>

2) 地域の教育力の向上(福祉意識の向上)		
地域人権教育推進事業	人権啓発センター	市民の人権意識の向上のため、市内 50 地区の人権教育推進委員会に人権学習会または研修会の企画・開催を委託し、地域における各種団体と連携した人権尊重普及活動を図る。
総合型地域スポーツクラブ育成事業	市民体育課	生涯スポーツの基礎を育むことを目的として、中学校区を単位として、学校・家庭・地域社会が一体となり、地域住民の誰もがいつでも入会でき、自分にあったスポーツを楽しめるよう多くの種目が体験でき、世代間や種目間の交流ができるよう運営される「総合型地域スポーツクラブ」の設立・運営を支援する。
3) 学校と地域との連携による福祉教育の推進(福祉意識の向上)		
放課後チャイルドコミュニティ事業	青少年教育課	放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図ることを目的に以下を実施する。 ○放課後子ども教室 地域の大人の協力を得て、子どもに体験・交流・遊びの場を提供する。 ○放課後学びの部屋 放課後の図書室を利用し、子ども自らの意思で読書や学習できる場を提供する。 ○留守家庭児童会 共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後に生活の場を提供する。
学校と地域の夢づくり・ふれあい事業	青少年教育課	地域が誇りとする学校・郷土づくりに向け、小学校と地域住民が連携し、児童や地域の実態、要望に合致した創造的で豊かな事業活動を展開することを目的として、自然、伝統文化、環境美化、ボランティア等をテーマとする体験型教育事業を実施する。
「道徳・社会科・総合的な学習の時間等」における福祉意識の向上	学校指導課	小中学校における道徳・社会科・総合的な学習の時間等で、他の人々に対する思いやりの心を育み、福祉について学ぶとともに、積極的に自らの生活に生かそうとする資質を育む。
福祉出前講座(再掲)	市社協	福祉教育の推進を図ることを目的に、小・中・高等学校へ職員を派遣し、福祉体験サポーターとともに講座を行う。

④ 地域活動団体を通じた助け合い

事業名	担当課	事業の概要
1) 地域活動団体への参加の促進のための仕組みづくり		
社会福祉協議会への運営費補助	福祉政策課	地域福祉推進の中核的な役割を果たしている市社協に対し、運営費の一部を補助する。
自治会連合会への運営費補助	市民協働推進課	住民福祉の増進と地域社会の発展向上を目的として、地域の安心・安全に係る事業や地域振興等を行う自治会連合会に対し運営費の一部を補助する。
民生委員児童委員協議会への事業費補助	福祉政策課	民生委員・児童委員の資質や相談技術の向上のための研修や社会福祉の増進を目的として、援助を必要とする住民に対し、相談援助活動を行うとともに、福祉サービスを適切に利用するために情報提供等を行う民生委員児童委員協議会に対し、事業費の一部を補助する。
食生活改善推進協議会への事業費補助	健康増進課	食生活を中心に健康づくりの知識を地域住民に普及するため、食育推進活動・食生活改善のための普及活動、いきいきふれあいサロン等地域事業への参加協力等に取り組む各地区の食生活改善推進協議会に対し、事業費の一部を補助する。
子ども会育成連合会への運営費補助	中央青少年会館	市内の子ども会育成会の連絡や協調を図り、子ども会活動の健全な育成を目的とした岐阜市子ども会育成連合会に対し、運営費の一部を補助する。
青少年育成市民会議への運営費補助	青少年教育課	市内の青少年の健全育成及び非行防止を目的とした事業等を実施している岐阜市青少年育成市民会議に対し、運営費の一部を補助する。
地域体育振興への事業費補助	市民体育課	地域住民の健康増進と住民の相互交流を図るためのスポーツ事業に対し、事業費の一部を補助する。
老人クラブ連合会への運営費補助	高齢福祉課	高齢者が長年培ってきた知識や経験を生かし、生きがい、健康づくり、社会参加活動等を実践している岐阜市老人クラブ連合会に対し、運営費の一部を補助する。

単位老人クラブへの運営費補助	高齢福祉課	生きがいと健康づくりのため高齢者の知識及び経験を生かして社会参加する等により老後の生活を豊かなものとするとともに、明るい長寿社会の実現及び保健福祉の向上に資することを目的として活動している地域の60歳以上の高齢者が30人以上集まって組織された単位老人クラブに対し、活動経費の一部を補助する。
地区敬老会運営費補助金	高齢福祉課	永年にわたり、社会に貢献された高齢者に敬意を表し、長寿を祝福するために各自治会連合会が開催する敬老会行事に対し、運営費の一部を補助する。
交通安全女性連絡協議会への運営費補助	防犯・交通安全課	交通安全に関する研修会、視察研修、街頭指導等を実施している岐阜市交通安全女性連絡協議会に対し、運営費の一部を補助する。
2) 自主防災活動の推進(災害時要援護者支援対策)		
災害時要援護者支援対策事業(重点施策)	防災対策課	災害発生時に自力での避難が困難な方(災害時要援護者)を地域全体で支援するため、災害時要援護者本人、またはその家族等の申請に基づき、市が災害時に援護の必要な方を把握し名簿を作成する。この名簿を自主防災組織、消防団及び民生・児童委員に提供し、各地域において平常時の見守りや災害時の避難支援の体制づくりを促進する。
岐阜市自主防災組織への強化対策費補助	都市防災政策課	岐阜市自主防災組織連絡協議会及び各地域自主防災組織が実施する防災活動や地域防災訓練に対し、経費の一部を補助する。
応急手当普及啓発活動の推進事業	救急課	事業所、各種団体等から要望により普通救命講習(3・4時間)又は上級救命講習(8時間)等を実施する。さらに市民を対象とした日曜救命講習・夜間救命講習を毎月各4回、各署で開催する。また、普通救命講習及び上級救命講習修了者がいる事業所からの申請に対し「応急手当協力事業所」表示板を交付する。
消防団機動力整備事業	消防総務課	平成12年消防力の基準の全部改正に伴い、消防団の機動力について見直しを図り、機動力の更新計画を変更。それに基づき消防車両を更新する。

消防団拠点整備事業	消防 総務課	消防分団本部庁舎の経過年数と岐阜市耐震化整備計画に基づいて順次、建て直す。
岐阜市消防関係への補助	予防課	○女性防火クラブ 岐阜市女性防火クラブ運営協議会のイベントに参加、各地域の女性防火クラブが計画する地域の実情に応じた防火防災に関する事業(指導員講習会、防災研修会、研修会の参加等)に対し補助をする。 ○少年消防クラブ 岐阜市少年消防クラブ運営協議会のイベントに参加、各地域の少年消防クラブが計画する地域の実情に応じた防火防災に関する事業(消防署の見学、上進式、研修会の参加等)に対し補助をする。
住宅防火モデル地区 安・安ネットワーク事業	予防課	1年毎に高齢化率が高く、住宅が密集している地区を「住宅防火モデル地区」に指定し、秋・春の火災予防運動期間中に住宅防火展示会、講習会の開催、車両による住宅防火の巡回広報等を実施する。
「日常緊急時」の連携体制 推進事業	市社協	「災害時」や「日常の緊急時」に対応するために、身近な地域内で要援護者を把握し、日頃から隣近所や単位自治会で援助ができる体制づくりを目的とし、個人情報・事故管理方法の啓発・普及活動や小地域での防災講習会を開催する。
3) 地域防犯、交通安全運動の実施		
保護者向け情報発信システム	学校 指導課	緊急時や不審者の連絡があった際に各学校から、登録されたメールアドレスに対して情報の発信を行うため、緊急メールの配信を希望する市立幼稚園、市立小中学校および岐阜特別支援学校の保護者及び教職員が保護者向け情報発信システムにメールアドレスの登録を行う。

<p>みんなで作る “ホットタウン”プロジェクト</p>	<p>防犯・交通安全課</p>	<p>地域において積極的な安全活動を行う市民と市との協働により、ホッとできる安全で安心なまちづくりを進めることを目的として以下を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○街角トワイライト 防犯灯設置費を補助 ○防犯カメラ設置 防犯カメラ設置費の一部補助 ○地域安全運動支援 必需品給付等で支援 ○ヒヤリハット・バリアフリー 地域の交通安全・バリアフリー化を推進 ○青色回転灯支援 青色回転灯とマグネット表示板を支給 ○暴力団排除推進 防犯カメラ設置費の補助、必需品給付等で支援 ○ホットタウンカレッジ リーダー育成の研修会
<p>くらしの安全モニター制度</p>	<p>防犯・交通安全課</p>	<p>夜間から早朝にかけて事業活動を行う民間事業所に対し、犯罪・事故発見時の110番早期通報、被害者保護への協力を依頼するとともに、安全情報の提供等により協力事業所の安全意識高揚を図る。</p>
<p>岐阜市防犯協会への運営費補助</p>	<p>防犯・交通安全課</p>	<p>市全域を対象とし、防犯意識の高揚を図り、自主的な地域安全活動の普及、青少年の健全な育成活動、悪質商法の被害防止対策活動などに対し運営費の一部を補助する。</p>
<p>岐阜羽島地区防犯協会連合会への運営費補助</p>	<p>防犯・交通安全課</p>	<p>岐阜羽島警察署管内を対象とし、防犯意識の高揚と自主的な地域安全活動の普及、青少年の健全な育成活動、悪質商法の被害防止対策活動などに対し、運営費の一部を補助する。</p>
<p>交通安全協会各支部への運営費補助</p>	<p>防犯・交通安全課</p>	<p>街頭指導、小学校交通安全教室、交通安全施設の点検、広報啓発等を実施している交通安全協会各支部に対し運営費の一部を補助する。</p>
<p>幼児交通安全クラブ連絡協議会への運営費補助</p>	<p>防犯・交通安全課</p>	<p>岐阜市幼児交通安全クラブのリーダー・サブリーダーへ幼児の交通安全教育についての研修等を実施するなどの活動に対し運営費の一部を補助する。</p>
<p>高齢者交通安全事業</p>	<p>防犯・交通安全課</p>	<p>高齢者が自らの行動特性を認識し、「交通マナーとルール」について理解を深めることを目的に、岐阜市交通指導員が交通安全出前講座を行う。</p>

交通安全運動推進事業	防犯・交通安全課	市民の交通安全意識の向上を図ることを目的に、岐阜市交通安全推進協議会の開催、街頭啓発、市民大会の開催及び交通安全功労者表彰の実施、交通安全作品展(ポスター・作文募集)等を行う。
------------	----------	--

(3) 福祉のまちづくりの推進

① バリアフリーのまちづくり

事業名	担当課	事業の概要
1) まちなかのバリアフリーの推進		
ユニバーサルデザイン表彰事業	政策調整課	ユニバーサルデザインの普及啓発を図るため、ユニバーサルデザインに配慮した施設や活動、ユニバーサルデザインを取り入れたアイデアに対して表彰を行う。
ヒヤリハット・バリアフリー点検整備事業	道路維持課	老人会、子ども会、婦人会、PTA、児童といった地域の実情に詳しい住民の意見を取り入れ、現地の点検と危険箇所の洗い出しを行う。危険箇所については、舗装、側溝、交通安全施設等の修繕を行う。
赤ちゃんステーション事業	子ども家庭課	親子で安心して外出できるまちづくりを推進するため、授乳室やおむつ交換台等の機能を有する店舗・施設を「赤ちゃんステーション」として登録し、授乳等のスペースが利用者に一目でわかるよう市内統一シンボルマーク・ステッカーで表示するとともにミルクのお湯等の提供も受けられる体制を整える。
2) 交通のバリアフリーの推進		
コミュニティバス導入事業	交通総合政策課	路線バスと連携した公共交通ネットワークの構築を目指し、高齢者などの交通弱者の日常生活における地域内の移動の確保などを目的としてコミュニティバスの導入を推進する。

3)心のバリアフリーの推進		
地域人権教育推進事業 (再掲)	人権啓発 センター	市民の人権意識の向上のため、市内 50 地域の人権教育推進委員会に人権学習会または研修会の企画・開催を委託し、地域における各種団体と連携した人権尊重普及活動を図る。
「道徳・社会科・総合的な学習の時間等」における福祉意識の向上(再掲)	学校 指導課	小中学校における道徳・社会科・総合的な学習の時間等で、他の人々に対する思いやりの心を育て、福祉について学ぶとともに、積極的に自分の生活に生かそうとする資質を育む。
4)バリアフリー推進の仕組みづくり		
ユニバーサルデザイン表彰事業(再掲)	政策 調整課	ユニバーサルデザインの普及啓発を図るため、ユニバーサルデザインに配慮した施設や活動、ユニバーサルデザインを取り入れたアイデアに対して表彰を行う。
ヒヤリハット・バリアフリー点検整備事業(再掲)	道路 維持課	老人会、子ども会、婦人会、PTA、児童といった地域の実情に詳しい住民の意見を取り入れ、現地の点検と危険箇所の洗い出しを行う。危険箇所については、舗装、側溝、交通安全施設等の修繕を行う。

② 高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる住まいづくり

事業名	担当課	事業の概要
1)高齢者・障がいのある人が生涯安心して暮らせる住宅の供給		
有料老人ホームへの指導	介護 保険課	入居高齢者に「食事の提供」「入浴、排せつ又は食事の介護」「洗濯・掃除等の家事」「健康管理」のうち、いずれか一つ以上のサービスを提供する施設に対し、定期的に訪問して指導・助言等を行う。
サービス付き高齢者向け住宅の供給促進及び指導	まちづくり 推進政策課 介護 保険課 高齢 福祉課	高齢者が安心して住み続けることができる住宅を確保するため、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進する。また、当該住宅が適切に管理されるよう事業者に対し定期的に報告を求め、必要に応じて指導するとともに、入居高齢者が適切なサービスが受けられるよう住宅・福祉部局が連携して助言等を行う。

<p>介護保険施設等サービスの整備</p>	<p>介護 保険課</p>	<p>○認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 要介護認定者で比較的軽度の認知症の状態にある人に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。</p> <p>○介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な人に対し、施設サービス計画に基づいて、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームにおいて、入浴、排せつ及び食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行う。</p> <p>○介護老人保健施設 病状が安定期にある要介護認定者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療、日常生活上の世話を行う。</p> <p>○介護療養型医療施設 療養病床等に入院する要介護認定者に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療を行う。</p>
<p>養護老人ホームへの入所措置</p>	<p>高齢 福祉課</p>	<p>環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者を保護するため、老人福祉法に規定する養護老人ホームへの入所措置を行う。</p>
<p>軽費老人ホームへの運営費補助</p>	<p>高齢 福祉課</p>	<p>家庭環境や住宅事情、身体機能の低下等、居宅において生活することが不安な高齢者が、食事や日常生活上必要な支援が受けられる入所施設を利用できるよう老人福祉法に規定する軽費老人ホームに対し、運営費を補助する。</p>

生活支援ハウス運営事業	高齢福祉課	家族による援助を受けることが困難であり、独立して生活することに不安のあるひとり暮らしや夫婦のみで暮らす高齢者等に対し、相談、助言、緊急時の対応等の支援を受けながら独立して生活できる住まいを提供することを目的として、介護保険法に規定する指定通所介護事業所又は通所リハビリテーション事業を行う介護老人保健施設を経営する者に対し、生活支援ハウス運営事業を委託する。
障害福祉(居住系)サービスの整備	障がい福祉課	<p>○共同生活援助(グループホーム)</p> <p>障がいのある人に対し、主として夜間において共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。</p> <p>○施設入所支援</p> <p>施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。</p>
2)高齢者・障がいのある人が快適に生活できる住宅の改善・整備		
高齢者住宅改善促進助成事業	介護保険課	在宅の高齢者が暮らしやすくするために行う工事(居室、浴室、台所、階段、便所、洗面所、玄関、廊下など設備構造などの改善工事、屋外工事も含む)について、70万円を上限に補助する。(介護保険法の規定による住宅改修費を含む)。
重度障害者住宅改善助成事業	障がい福祉課	身体障害者手帳1級又は2級に該当する下肢、体幹、視覚障がい者及び車いすの給付を受けている内部障がい者に対し、住宅のバリアフリー工事について70万円を上限に補助する。

③ 就労の支援

事業名	担当課	事業の概要
1) 高齢者の就労支援		
岐阜市シルバー人材センターへの事業費補助	産業雇用課	60歳以上の高齢者を会員として構成し、高齢者に就業の場を提供する岐阜市シルバー人材センターについて、運営費及び事業費の一部を補助する。
2) 障がいのある人の就労支援		
障害福祉(日中活動系)サービス	障がい福祉課	<p>○就労移行支援 就労を希望する障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人について、生産活動、職場体験などの活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練などの必要な支援を一定期間の支援計画に基づき行う。</p> <p>○就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な人に対し、就労の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力向上のための訓練など必要な支援を行う。</p> <p>○就労継続支援B型 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人のうち、雇用契約に基づく就労が困難である人に対し、就労の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力向上のための訓練などの必要な支援を行う。</p>
障害者小規模授産事業	障がい福祉課	障害者総合支援法に基づく施設を常時利用することが困難な障がい者に生活指導、健康管理指導、社会参加訓練等を行う小規模の通所施設に対し、運営費の一部を補助する。

④ 福祉サービスの基盤整備

事業名	担当課	事業の概要
1) 地域福祉を支える福祉サービスの基盤整備の推進		
子ども・若者総合支援センター(再掲)	子ども・若者総合支援センター	<p>子ども・若者の福祉の向上、健全育成及び社会的自立を図るため、0歳から成人前までの子ども・若者やその保護者、教職員に対して、総合的・継続的な相談・支援を行うことを目的として、子ども・若者総合支援センターを設置し以下の相談支援を実施する。</p> <p>○乳幼児相談支援 乳幼児の発達に関する相談や、保育所(園)、幼稚園への就学前巡回相談事業のほか、就学前の幼児を対象とした親子教室・幼児支援教室などを通じた支援を行う。</p> <p>○子ども・若者相談支援 いじめ、不登校、非行、発達障がい、就学・就労などに関する相談のほか、主に不登校の児童・生徒を対象とした、子ども・若者自立支援教室などを通じた支援を行う。</p> <p>○家庭児童相談支援 保護者が抱える育児や家庭に関する悩みや不安などに関する相談のほか、児童虐待の防止のための必要な相談・支援を行う。</p>
子育て短期支援事業	子ども家庭課	<p>○ショートステイ 保護者が疾病、出産、事故等で児童を養育できないとき、児童養護施設、乳児院で一時的に保護する。</p> <p>○トワイライトステイ ひとり親家庭、共働き家庭の保護者が、仕事などによって帰宅が恒常的に夜間になる場合や休日に不在となる場合、児童を児童養護施設に通所させて、生活指導・食事の提供を行う。</p>

<p>放課後チャイルドコミュニティ事業 (再掲)</p>	<p>青少年 教育課</p>	<p>放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図ることを目的に以下を実施する。</p> <p>○放課後子ども教室 地域の大人の協力を得て、子どもに体験・交流・遊びの場を提供する。</p> <p>○放課後学びの部屋 放課後の図書室を利用し、子ども自らの意思で読書や学習できる場を提供する。</p> <p>○留守家庭児童会 共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後に生活の場を提供する。</p>
<p>母子保健指導 (妊産婦・新生児訪問指導事業)</p>	<p>健康 増進課</p>	<p>妊産婦の妊娠、出産、育児への不安解消並びに情報提供、新生児・乳幼児の異常及び疾病の早期発見を目的として、保健師(職員)と市から委託した訪問指導員(保健師・助産師)が4か月までの乳児及び妊産婦に訪問指導を行う。</p>
<p>子ども医療費助成</p>	<p>福祉 医療課</p>	<p>子育て世代の経済的な負担を軽減し、健康と福祉の増進を図るため、義務教育が終了するまでの子どもに対し、病気等のため医療機関で診療を受けた場合に支払う保険診療の自己負担分(食事代を除く)を補助する。</p>
<p>高等技能訓練給付金事業</p>	<p>子ども 家庭課</p>	<p>母子家庭の母、父子家庭の父の就職に有利になり、生活の安定に資する資格の取得を促進し、養成訓練の受講間について生活の負担軽減を図ることを目的に、看護師(准看護師)、介護福祉士等の資格取得のため修業する場合、給付金を支給する。</p>
<p>自立支援教育訓練給付金事業</p>	<p>子ども 家庭課</p>	<p>母子家庭の母、父子家庭の父の自立の促進を図るため、雇用保険制度の指定教育訓練講座など、対象講座等の受講費の一部を補助する。</p>
<p>婦人保護事業 (女性相談)</p>	<p>子ども 家庭課</p>	<p>要保護女子の早期発見等のため、DV相談を中心とした悩み相談(面接・電話)の受付指導、母子保護の実施、DV相談啓発カード配布等の啓発活動を行う。</p>

母子自立支援員設置事業	子ども家庭課	母子家庭の母、父子家庭の父の不安の解消、自立支援を行うため、母子家庭等に対する福祉制度の相談・指導、母子寡婦福祉資金の貸付相談、母子協働員の指導を行う。
保育事業	保育事業課	<ul style="list-style-type: none"> ○通常保育 <ul style="list-style-type: none"> ・0-2 歳児保育 ・3 歳以上児 ○特別保育 <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育 ・障がい児保育 ・病児・病後児保育 ・一時預かり ・休日保育(平成 25 年度から実施)
障害福祉サービス関連事業	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス <ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービス <ul style="list-style-type: none"> 居宅介護、重度訪問介護、行動援護 ・日中活動系サービス <ul style="list-style-type: none"> 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型) 療養介護、児童デイサービス、短期入所 ・居住系サービス <ul style="list-style-type: none"> グループホーム、施設入所支援 ○地域生活支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 相談支援、意思疎通支援、日常生活用具給付 移動支援、地域活動支援センター等

介護保険事業	介護 保険課	<p>○介護保険サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス <ul style="list-style-type: none"> 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護 訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導 通所介護、通所リハビリテーション、 短期入所生活介護、短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護、 福祉用具貸与、特定福祉用具販売 ・地域密着型サービス <ul style="list-style-type: none"> 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 ・住宅改修 ・居宅介護支援 ・介護保険施設サービス <ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設、介護老人保険施設 介護療養型医療施設 <p>○地域支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業 ・包括的支援事業 ・任意事業
生活管理指導短期宿泊事業	高齢 福祉課	<p>基本的な生活習慣が欠如しているひとり暮らし高齢者等が、疾病ではないが体調不良な状態に陥った場合など一時的に養護する必要がある場合に、養護老人ホームの短期入所用ベッドや空き部屋を活用して短期間の宿泊をし、日常生活に対する生活指導、支援し、要介護状態への進行を防止する。</p>
介護予防事業	高齢 福祉課	<p>高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした老後を送れることを目的として、転倒予防教室、認知症予防教室の開催及び日常生活動作訓練事業、地域住民グループ支援、栄養改善教室、運動指導事業の実施を市社協に委託する。</p>

福祉部所管市有施設 (障がい児・者関連)	障がい 福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉型児童発達支援センター 「みやこ園」「岐阜市立恵光学園」 ・医療型児童発達支援センター 「岐阜地域児童発達支援センター ポッポの家」 ・障害者支援施設 「岐阜市立第二恵光」「岐阜市立第三恵光」 「岐阜市立日野恵光」 ・共同生活援助「岐阜市立ケアホーム恵光」 ・就労継続支援 B 型「岐阜市立ワークス恵光」 ・盲人ホーム「白杖園」
福祉部所管市有施設 (子ども関連)	子ども 家庭課	梅林児童館ほか 2 児童館・10 児童センター 鷺山子ども館
福祉部所管市有施設 (高齢者関連)	高齢 福祉課	和楽園ほか 5 老人福祉センター、高齢者福祉会館 「ふれあいの館 白山」、三田洞神仏温泉、 老人憩いの家「天満ホーム」
岐阜市社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費補助金	障がい 福祉課	障がい者(児)の福祉の向上を図るため、社会福祉法人等が行う社会福祉施設の施設及び設備の整備に要する経費に対し補助をする。
児童手当	子ども 家庭課	児童を養育する家庭における生活の安定と、次世代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するため、児童手当を支給する。

(4) 地域福祉の推進のための仕組みづくり

① 地域福祉に対する行政支援

事業名	担当課	事業の概要
1) 地域の総合窓口の整備		
地域包括支援センター	介護 保険課	65才以上の高齢者を対象に、身近な相談窓口として市内18か所にセンターを設置し、介護予防事業のマネジメント、被保険者の実態把握と総合相談・支援、虐待防止を含む権利擁護事業、他職種協働による包括的・継続的ケアマネジメントの支援を行う。
ぎふし子育て支援 「ぶりあネット」	子ども 家庭課	市民が子育てに役立つ生の情報を入手できるようにすることを目的に、地域での子育て情報を行政情報とともに一元的に管理し、普段の子育てに役立つ地域情報を市民の視点で発信する地域子育て情報ポータルを設置する。
2) 行政と住民との役割分担による支援		
岐阜市とNPOとの協働事業(再掲)	市民協働 推進課	多様な市民ニーズに対応し、公共サービスをよりきめ細やかに、効率的・効果的に実施するため、「岐阜市NPOとの協働事業推進のためのガイドライン」に基づき、NPO・本市双方からの協働事業(市からNPOへの委託事業等)の提案・呼びかけを行いNPOと行政が同じテーブルで話し合う「協議の場」を設定する。また、協働事業を推進・拡大していくため「NPO登録制度」を運用する。
市民活動支援事業(再掲)	市民協働 推進課	市民との協働のまちづくりを推進し、市民が誇りを持てる個性豊かな地域社会を実現するため、岐阜市内に活動拠点を有するNPO法人を含めた市民活動団体に対し、地域社会が抱える課題の解決のために行う事業提案を募集し、公開企画コンペ・審査委員会を行い、採択された事業に対し、事業費の一部を補助する。

3) 地域における組織的な福祉活動の支援		
福祉コミュニティ構築推進支援事業(重点施策)	福祉政策課	近隣住民相互の見守り・助け合い活動を財政的な側面から促進していくことを目的として、そのような小地域福祉活動の構築・推進に取り組む地区単位の団体(自治会連合会地区の単位を活動エリアとする団体)を市社協と協働して対象団体を選定し、活動の立ち上げ経費の一部を補助する。
地域力創生事業(重点施策)	市民協働推進課	地域住民主体のまちづくり活動においてコミュニティ相互の協働、交流、連携を促進するため、岐阜市住民自治基本条例に基づき、地域によるまちづくり協議会の設立及び運営について支援を行う。
4) 福祉に関連する事業の育成		
社会福祉協議会への運営費補助(再掲)	福祉政策課	地域福祉推進の中核的な役割を果たしている市社協に対し、運営費の一部を補助する。
民生委員児童委員協議会への事業費補助(再掲)	福祉政策課	民生委員・児童委員の資質や相談技術の向上のための研修や社会福祉の増進を目的として、援助を必要とする住民に対し、相談援助活動を行うとともに、福祉サービスを適切に利用するために情報提供等を行う民生委員児童委員協議会に対し、事業費の一部を補助する。
青少年育成市民会議の運営費補助(再掲)	青少年教育課	市内の青少年の健全育成及び非行防止を目的とした事業等を実施している岐阜市青少年育成市民会議に対し、運営費の一部を補助する。
老人クラブ連合会の運営費補助(再掲)	高齢福祉課	高齢者が長年培ってきた知識や経験を生かし、生きがい、健康づくり、社会参加活動等を実践している岐阜市老人クラブ連合会に対し、運営費の一部を補助する。
単位老人クラブの運営費補助(再掲)	高齢福祉課	生きがいと健康づくりのため高齢者の知識及び経験を生かして社会参加する等により老後の生活を豊かなものとするとともに、明るい長寿社会の実現及び保健福祉の向上に資することを目的として活動している地域の60歳以上の高齢者が30人以上集まって組織された単位老人クラブに対し、活動経費の一部を補助する。

地区敬老会運営費補助金 (再掲)	高齢 福祉課	永年にわたり、社会に貢献された高齢者に敬意を表し、長寿を祝福するために各自治会連合会が開催する敬老会行事に対し、運営費の一部を補助する。
---------------------	-----------	--

② 地域福祉活動のための支援

事業名	担当課	事業の概要
1) 互いの援助が円滑にできる地域づくり(地域に根付いた拠点作り)(地域福祉活動を行う各種団体の連携)		
福祉コミュニティ構築推進 支援事業(重点施策) (再掲)	福祉 政策課	近隣住民相互の見守り・助け合い活動を財政的な側面から促進していくことを目的として、そのような小地域福祉活動の構築・推進に取り組む地区単位の団体(自治会連合会地区の単位を活動エリアとする団体)を市社協と協働して対象団体を選定し、活動の立ち上げ経費の一部を補助する。
地域力創生事業 (重点施策)(再掲)	市民協働 推進課	地域住民主体のまちづくり活動においてコミュニティ相互の協働、交流、連携を促進するため、岐阜市住民自治基本条例に基づき、地域によるまちづくり協議会の設立及び運営について支援を行う。
ふれあい保健センター	健康 増進課	「住民のより近くで地域の生活に密着した保健活動を行う」をコンセプトに、地域づくり型保健活動を推進するため、市民健康センターの一係として位置づけた「ふれあい保健センター」をコミュニティセンターなどに開設し、保健師 3～4 名を常駐させる。
福祉委員制度の設置事業 (再掲)	市社協	地域の福祉問題の早期発見や福祉情報の伝達の推進を目的として、地域において福祉委員の設置を推進する。
2) 地域住民の誰もが地域福祉の向上に参画できる仕組みづくり		
岐阜市と NPO との協働事業 (再掲)	市民協働 推進課	多様な市民ニーズに対応し、公共サービスをよりきめ細やかに、効率的・効果的に実施するため、「岐阜市 NPO との協働事業推進のためのガイドライン」に基づき、NPO・本市双方からの協働事業(市から NPO への委託事業等)の提案・呼びかけを行い NPO と行政が同じテーブルで話し合う「協議の場」を設定する。また、協働事業を推進・拡大していくため「NPO 登録制度」を運用する。

アダプト・プログラムの活用促進(再掲)	市民協働推進課	環境美化に対する市民意識の高揚及び市民・行政の協働による快適な公共空間の創出を図るため、道路、公園等の公共空間、文化財等まちのシンボルの美化活動、その他環境保全のための市民によるボランティア活動に対し、活動者への傷害保険への加入やアダプト・サインボードの設置等の支援を行う。
勤労者地域デビュー作戦	市社協	勤労者であっても地域の一員として自治会活動やボランティア活動に参加できるよう、企業の理解を広めるとともに勤労者の意識を高めることを目的に、講座の開催やボランティアグループへの支援を行う。

③ 総合的な支援サービス提供

事業名	担当課	事業の概要
1) サービス提供のネットワークづくり		
地域包括支援センター(再掲)	介護保険課	65才以上の高齢者を対象に、身近な相談窓口として市内18か所にセンターを設置し、介護予防事業のマネジメント、被保険者の実態把握と総合相談・支援、虐待防止を含む権利擁護事業、他職種協同による包括的・継続的ケアマネジメントの支援を行う。
ぎふし子育て支援「ぶりあネット」(再掲)	子ども家庭課	市民が子育てに役立つ生の情報を入手できるようにすることを目的に、地域での子育て情報を行政情報とともに一元的に管理し、普段の子育てに役立つ地域情報を市民の視点で発信する地域子育て情報ポータルを設置する。
2) サービスに関する相談・苦情解決の仕組みづくり		
岐阜市介護サービス適正化委員会	介護保険課	介護サービス利用者のための相談等に介護相談員を派遣すること(介護相談員派遣事業)に加え、市民が安心して介護サービスを利用することができるよう、介護サービスに関する諸問題に対し、保健、医療、福祉等の関係者が連携をとって介護サービス評価、介護サービスの選択性等について検討し、介護サービスの質の向上を図る。

社会福祉サービス苦情解決第三者委員会	福祉政策課	市の福祉施設の利用者等から見て、直接にサービスを担当する職員では解決することが困難な苦情に、各施設の苦情解決責任者及び苦情解決担当者が対応するとともに必要に応じて第三者委員の参画を得て、中立・公正に対処する。
3) 権利擁護の仕組みづくり		
日常生活自立支援事業	市社協	判断能力の不十分な人が地域で安心した生活を送ることを目的として、生活支援員が福祉サービスの利用援助や金銭管理等の日常生活サポートを行う。
成年後見制度利用支援事業	高齢福祉課 障がい福祉課	福祉を図るために特に必要と認められ、かつ、審判の申し立てを行う家族がない場合等に、成年後見制度の利用にかかる経費の一部を補助する。